

5 必要性については具体的に記入してください。

6 消費税を含んだ額で記入してください。

7 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け又は受けようとしたことにより、申請先の労働局長から3年間にわたる助成金の不支給措置がとられている場合は支給対象となりません。

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則及び過半数労働者代表者等の意見書		
別途写しのとおり。		
(2) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書等を添付すること。）		
必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用額
POSレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要な時間を短縮する。	平成23年10月31日	
①パソコン、サーバ ②ソフトウェア ③POS機器 レシートプリンタ 2台 バーコードスキャナ 6台 ラベルプリンタ 2台 キャッシュドロー 2台 カスタマーディスプレイ 2台		① 304,500 円 ② 393,000 円 ③ 903,000 円
費用額合計		1,600,500 円
4 交付申請前6箇月から事業実績報告までの間の解雇等※の状況 なし		
4 同一年度内の他の助成金の受給、申請の有無		
有・無	有の場合、助成金の名称	
無		
5 その他		
過去3年間、北海道労働局から助成金の不支給措置はとられていません。		

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、① 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者（基本給が時間給または日給の者に限る。）の賃金を引き下げることで。

3 STEP

③助成金支給申請書（交付要領様式第8号）

1 事業場の所在地、名称を記入してください。

2 労働局長名の交付額確定通知書に記載された文書番号及び金額を記入してください。

3 濁点は1マスとして記入してください。また、「ツ」、「ヤ」など小さく書く場合でも大きく書いてください。
例：(誤)カイヤ → (正)カイヤ

様式第8号

平成24年1月5日

北海道労働局長 殿

〒004-8518 (Tel. 011-000-0000)

申請事業主 住所 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

氏名 株式会社千代田 印

代表取締役 霞 関太郎

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
支給申請書

平成23年12月22日付け北労発基第61号平成23年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書により下記1の事業場について確定した助成金額800,000円の通知を受けたところですが、その支給を下記2の銀行口座への振り込みにより受けたいので支給を申請します。

1 賃金及び業務の改善を行った事業場

事業場の名称	株式会社千代田 札幌店
労働保険番号	0111899999
所在地	札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

2 助成金の振込先

金融機関名及び番号 (フリガナ)	支店名及び番号 (フリガナ)	口座番号 (右へよせて下さい)
〇〇銀行	札幌支店	
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座の種類	口座名義 (カタカナ)	備考
普通・当座	カフシキカ イシ	
該当するものを○で囲んで下さい。	ヤチヨタ	

※ 口座名義は最上欄のマスから右に書いて下さい。

6 業務改善助成金受給後の手続き



助成金を受給した事業主は、翌年度の4月30日までに労働局長に対し受給後の解雇、賃金等の状況を報告するため賃金状況報告を提出してください。

この報告を行わない又は虚偽の報告を行った場合は、交付決定を取り消し、支給した助成金を回収する場合があります。

4
STEP

④賃金状況報告(交付要領様式第10号)

様式第10号

平成24年4月6日

北海道労働局長 殿

〒004-8518 (11a.011-000-0000)

申請事業主 住所 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

氏名 株式会社千代田 印

代表取締役 霞 関太郎

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

賃 金 状 況 報 告

1 平成24年1月26日北労発基65号をもって支給の決定を受けた平成23年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、平成24年3月31日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

1 対象期間について
交付決定申請の6箇月前から平成24年3月31日まで

2 解雇等※の状況について
解雇等の事実は一切ありません。

3 賃金改善計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について
賃金改善計画に基づいて平成23年9月1日に引き上げた賃金は、引き続き、その額で支払っています。平成23年12月1日付で労働者〇〇を採用しましたが、その賃金額は、事業場内最低賃金額時間給740円と同額とし、引き続きその額を支払っています。

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほか、①企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者(基本給が時間給または日給の者に限る。)の賃金を引き下げることで

1 労働局長名の支給決定通知書に示す文書番号を記入してください。

参 考

助成事業実施中のその他の手続き

交付決定後から助成事業完了までの間に、申請時の助成事業の内容等に変化等が生じた場合には、次の手続きがあります。詳しくは申請先労働局賃金課室にお尋ねください。

- (1) 申請の取り下げ(交付要綱第6条関係)
- (2) 計画変更の申請及び承認(交付要綱第8条関係)
- (3) 助成事業の中止又は廃止の申請(交付要綱第9条関係)
- (4) 事業遅延の届出(交付要綱第10条関係)
- (5) 状況報告(交付要綱第11条関係)

地域別最低賃金額が700円以下の道県労働局賃金課室一覧

No.	労働局名	所在地	電話番号	最低賃金額
1	北海道	〒060-8566 札幌市北区北八条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階	011(709)2311(内線3563)	691円
2	青森	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4114	645円
3	岩手	〒020-0023 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019(604)3008	644円
4	宮城	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022(299)8841	674円
5	秋田	〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018(883)4266	645円
6	山形	〒990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023(624)8224	645円
7	福島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024(536)4604	657円
8	茨城	〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6216	690円
9	栃木	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9109	697円
10	群馬	〒371-8567 前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル8F	027(210)5005	688円
11	新潟	〒951-8588 新潟市中央区川岸町1-56	025(234)5924	681円
12	富山	〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076(432)2735	691円
13	石川	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階	076(265)4425	686円
14	福井	〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776(22)2691	683円
15	山梨	〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1番11号	055(225)2854	689円
16	長野	〒380-8572 長野市中御所1丁目22-1	026(223)0555	693円
17	奈良	〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0206	691円
18	和歌山	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073(488)1152	684円
19	鳥取	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9	0857(29)1705	642円
20	島根	〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852(31)1158	642円
21	岡山	〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(225)2014	683円
22	山口	〒753-8510 山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0372	681円
23	徳島	〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎1F	088(652)9165	645円
24	香川	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087(811)8919	664円
25	愛媛	〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F	089(935)5205	644円
26	高知	〒780-8548 高知市南金田1番39号	088(885)6024	642円
27	福岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	092(411)4578	692円
28	佐賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7179	642円
29	長崎	〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095(801)0033	642円
30	熊本	〒860-8514 熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096(355)3202	643円
31	大分	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	097(536)3215	643円
32	宮崎	〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	0985(38)8836	642円
33	鹿児島	〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099(223)8278	642円
34	沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F	098(868)3421	642円